

(ご参考資料)

下記のとおり、現状の制度の概要をまとめましたのでご参考ください。なお、制度のすべての情報を記載しているわけではありませんのでご注意ください。内容については税務専門家へご相談ください。

寄付金に対する税制上の優遇措置

個人の場合

～所得税の寄付金控除～

個人からの暁星学園への寄付金は、東京都より寄付金控除の対象となる証明を受けておりますので、所得税の寄付金控除の対象となります。控除には「**税額控除**」と「**所得控除**」の2種類がありますので、いずれか一方を確定申告の際に選択してください。

控除額は個人の所得・税率・寄付金額などの条件により異なりますが、多くの場合は所得税率に関係なく所得税額から直接控除される「**税額控除**」を適用したほうが、「**所得控除**」よりも減税効果が大きくなります。

【税額控除】

寄付金額（総所得の40%が限度）から2,000円を差し引いた額の40%を、所得税額から控除できます。 ※ただし、所得税額の25%が上限となります。

例) 寄付金が100,000円、課税所得金額が500万円の場合

$$(100,000 - 2,000) \times 40\% = 39,200 \quad \leftarrow \text{控除対象額}$$

【所得控除】

寄付金額（総所得の40%が限度）から2,000円を差し引いた額を、課税所得金額から控除できます。

例) 寄付金が100,000円、課税所得金額が500万円の場合

$$(100,000 - 2,000) \times \text{税率} 20\% = 19,600 \quad \leftarrow \text{控除対象額}$$

「所得税の寄付金控除の目安」は、本学園HPに載せています。

暁星学園 (<http://www.gyosei.ed.jp>) → 125周年記念事業 → 募金

～個人住民税の寄付金控除～

東京都にお住まいのかたは、個人住民税の寄付金控除が受けられます。

<優遇措置を受ける際の手続き>

寄付金控除の適用を受けるには、確定申告が必要です。ご寄付いただいた翌年の確定申告期間中に、本学園が発行する「寄付金受領書」および各「証明書(写)」を必要書類に添えて、所轄税務署で確定申告をしてください。

参考：国税庁HP <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>

寄付金控除に必要な「寄付金受領書」及び各「証明書(写)」は、本学園に寄付が入金され次第お送りいたします。

[お問い合わせ先] 暁星学園125周年記念準備室 電話 03-3221-1017